

平成31年度第11回南関町農業委員会会議録

令和2年1月10日(金)
午前9時35分開会
南関町役場 第1会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会

2. 農業委員憲章朗読

1番 片山幸次

3. 会長挨拶

4. 議事録署名人の指名

3番 菅原和義君

4番 末竹信雄君

5. 議 事

第35号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第36号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第37号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第38号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて

第39号議案 農地利用集積計画の承認について

報告第1号 許可不要転用届について

6. その他

7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 竹島久利君

1番 片山幸次君

3番 菅原和義君

5番 荒木茂君

7番 片山カツ子君

9番 大倉公泰君

副会長 釘崎眞貴子君

2番 橋本勝君

4番 末竹信雄君

6番 西山良輔君

8番 山本精武君

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 東田 彰夫 君

書記 上田 賢 君

平成31年度第11回南関町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午前9時35分

1. 開会

- 副会長（釘崎 眞貴子君） 時間がまいりましたので、令和元年度第11回南関町農業委員会総会を開会いたします。礼。
- 事務局長（東田 彰夫君） 本日はですね、委員の皆様、全員ご出席でありますので、総会が成立しますことを報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

- 事務局長（東田 彰夫君） それでは農業委員憲章朗読を1番の片山委員さん、よろしく願いいたします。
- 1番（片山 幸次君） （農業委員憲章は省略）
- 事務局長（東田 彰夫君） はい、ありがとうございました。
それでは、総会開催にあたりまして、会長より挨拶をお願いします。

-----○-----

3. 会長挨拶

- 会長（竹島 久利君） 皆さん、明けましておめでとうございます。昨年はいろいろ大変でございました。お疲れでございました。今年もどうぞよろしく願いをいたしておきます。

今年の抱負としてですね、昨年の暮れもちょっと話をいたしました。去年度中はどうしてもやれなかったことを今年からは絶対やっつけようと思っております。

というのは、荒廃地は年々少子化と高齢で荒廃地がずっと進んでおるところでございます。これを荒廃地をどうしろということではどうしようもできませんので、今ある現在の優良農地を守るために、集積とか荒廃地の解消とか、重点的に集積、賃借権とか、そういうことをグループをつくって集積を進めてまいりたいと思っております。子細はおって発表いたしますが、何とぞ皆様方のご協力がなければ本事業は進みませんので、ぜひとも今年度はこの事業をやりたいと思っておりますので、皆様方の協力をよろしく願いをいたしておきます。

- 事務局長（東田 彰夫君） はい、ありがとうございました。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条によりまして、以降の議事の進行につきましては、竹島会長をお願いをしたいと思います。

なお、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならないとなっております。

ります。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いいたします。

それでは、会長、お願いします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（竹島 久利君） それでは、議事に入ります。議事録署名人を指名いたします。今回は、議事録署名人として、3番、菅原委員、4番、末竹委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（竹島 久利君） それでは、議案審議に入ります。

第35号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明を申し上げます。第35号議案、農地法3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請についてご説明いたします。

1番と2番は同一の申請になります。受付日、令和元年12月24日、申請番号162号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

3番、受付日、令和元年12月25日、申請番号164号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、贈与による所有権移転となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。第35号議案は、農地法第3条1項の規定に基づく所有権移転1件の申請でございます。

ただいまの説明に関連し、現地調査に出向されました農業委員さんより補足説明をお願いします。

5番、荒木委員、1番、片山委員さんお願いします。

5番の荒木委員さんからお願いします。

○5番（荒木 茂君） 5番、荒木です。第35号議案、所有権移転1番です。

所有権移転の1番と2番についてご説明いたします。

規模拡大を希望した譲受人への売買の申請となります。現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

ご審議、よろしく申し上げます。

○議長（竹島 久利君） 1番、片山委員さん、お願いします。

○1番（片山 幸次君） 1番、片山です。第35号議案、所有権移転の3番についてご説明いたします。

譲渡人から譲受人への贈与による所有権移転の申請となります。現地の確認を行い、申請書等により協議、検討をした結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

ご審議、よろしく申し上げます。

○議長（竹島 久利君） はい、事務局、委員さんの説明が終わりましたが、委員さんの中から、何かご質問、ご意見などございませんか。何かございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので採決をいたします。

第35号議案について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第35号議案は、原案どおり決定をいたします。

続きまして、第36号議案、「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。第36号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番、受付日、令和元年12月24日、申請番号161号、土地の所在等は記載のとおり、転用の目的は、個人住宅です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。

第36号議案は、農地法第4条第1項の規定に基づく転用許可申請1件でございます。

ただいまの説明に関連し、現地調査に出向されました農業委員さんより説明をお願いします。

3番、菅原委員さん、お願いします。

○3番（菅原 和義君） 第36号議案、農地法第4条1番についてご説明いたします。

本申請は、個人住宅の進入路への転用許可申請です。既に転用が完了している追認案件となり、始末書が提出されております。

農地区分は10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満

たしているものとの協議結果でございました。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

- 議長（竹島 久利君） 事務局、委員さんの説明が終わりましたが、委員さんより何かご意見、ご質問ございませんか。（はいの声）はい、どうぞ。
- 9番（大倉 公泰君） この前、12月に言いましたけど、少し増えたっですね。この前が472の百十どしこに申請したとならば、始末書を書いて272になったということですね。
- 事務局（上田 賢君） いいえ、始末書のほうは前回提出されておりました。今回の申請は、前回部分だけだったのを、もう法面等も含めて全部転用するというふうにされたということです。
- 9番（大倉 公泰君） 147平米の内146平米は個人住宅を造るということで申請してあったのが、今度は147になったということでしょう。
- 事務局（上田 賢君） いや、前回も470平米だった。
- 9番（大倉 公泰君） いいえ、今度また改めて、少なくなったのが元の472は全体で住宅を造るということですね。
- 事務局（上田 賢君） はい、全体を敷地を広くして転用申請をされたということになります。
- 議長（竹島 久利君） ほかに何かご質問ございませんか。
(なしの声)
- 議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。
第36号議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第36号議案は、原案どおり許可相当であることを意見決定をいたします。
続きまして、第37号議案、「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。
事務局より内容の説明をお願いします。
- 事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。第37号議案、農地の転用許可申請については、申請者から取下げ書の提出があつておりますことをご報告いたします。
- 議長（竹島 久利君） 第37号議案につきましては、ただいま事務局より報告がありましたので、取り下げがされておりますので審議は不要でございます。
続きまして、第38号議案、「農業委員会の法令遵守の申し合わせについて」を議題といたします。

事務局より内容説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明を申し上げます。

第38号議案、農業委員会の法令遵守の申し合わせの提案理由について、ご説明いたします。

本議案については、全国農業委員会ネットワークである、一般社団法人全国農業会議所より令和元年12月11日付け、元会議所発第540号で依頼文書が発せられております。

これまでの研修会でもですね、法令遵守については指導等がっておりますが、農業委員会委員さんは行政委員でありますので、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければならないとなっております。

しかしながら、令和元年10月に、農業委員会の会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生しております。

このことを踏まえ、11月28日に開催された、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されており、各農業委員会総会において、法令遵守の申し合わせ決議の実施が求められていることから、今回の申し合わせ決議の提案となっております。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。

第38号議案、農業委員会の法令遵守の申し合わせでございます。

事務局の説明が終わりました。申し合わせ事項について釘崎委員よりお願いをいたします。

○副会長（釘崎 眞貴子君） はい、それでは、第38号議案を読み上げます。

農業委員会の法令遵守申し合わせについて。農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公正な代表機関である農業委員会組織の一員として、高い倫理観を持ち、法令を遵守し、公正にその職務を遂行することが必要不可欠である。よって、下記事項についてここに申し合わせ決議する。令和2年1月10日提出、南関町農業委員会会長、竹島久利。

記、1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会に関する法令第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適正に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に関連して、委員さんより何かご質問、ご意見などございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） 無いようでございますので、採決をいたします。

第38号議案は、原案どおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第38号議案は、原案どおり決定をいたします。

続きまして、第39号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。事務局。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第39号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番、利用権等の種類は賃借権。貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は2,017㎡、期間は10年、中間管理事業となります。

2番と3番は同一の申請となります。利用権等の種類は賃借権。貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は合計で2,245㎡、期間は10年、中間管理事業となります。

4番、利用権等の種類は賃借権。貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は786㎡、期間は10年、中間管理事業となります。

5番と6番は同一の申請となります。利用権等の種類は賃借権。貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は合計で852㎡、期間は10年、中間管理事業となります。

7番、利用権等の種類は使用賃借権。貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は817㎡、期間は10年、中間管理事業となります。

8番、利用権等の種類は賃借権。貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は2,259㎡、期間は10年、中間管理事業となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

第39号議案は、農業経営基盤強化推進法に基づく農地利用集積計画の6件でございます。事務局からの説明は終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。何かご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第39号議案について、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第39号議案は原案のとおり承認されました。

続きまして、報告第1号、「許可不要転用届について」でございます。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

今回の案件は、議案ではなく報告事項になります。許可不要転用届というものについて先にご説明をさせていただきます。

通常ですね、農地を農地以外のものにする場合は、農業委員会に諮り、その意見を付したところで県のほうから許可を得ることが農地法上求められております。しかしながら、農地法の中では許可を取らなくていいというものが定められているものが幾つかございます。

一番一般的に多いものとしては、国、都道府県、市町村が行う道路工事、道路の拡幅工事や道路の新設工事ですね、そういったもの。そういうのが一番多いんですが、あと皆さんがちょっと勘違いされているところもあるんですけども、自分が所有する農地に自分が利用する農業用の設備を建てるとき。ただし、総敷地面積は200㎡未満に限るとなっています。なのでこの面積の部分はちょっと勘違いされている方は結構多いのかな、というのが比較的多い案件であります。

あと、今回のような、今回は防火水槽用地なんですけれども、こういった別の法律、土地収用法という法律があるんですけども、その第3条というのがあって、幾つも対象となるものがあるんですけども、それらについても農地転用の許可は取る必要はないとされております。そのかわり今回のように転用の届出をしていただくような形になっているものになります。

今回はですね、届出件数は3件ありました。土地の所在等はですね、申請者等は議案書記載のとおりなんですけれども、転用の内容は、防火水槽となっております。

本届け出というのはですね、農地法施行規則第53条第4号の農地転用の制限の例外に該当し、県知事の許可は不要となり、代わりに農業委員会に届出をしてもらうようなものになります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

報告第1号、許可不要転用届3件でございます。

事務局の説明は終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、報告第1号は終了いたします。

-----○-----

6. その他

○議長（竹島 久利君） 次に、その他の報告事項でございます。事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 今回は特にございません。

○議長（竹島 久利君） ありませんか。それでは、委員の皆さん方より、総合的に何かご質問、ご意見などございませんか。何でもよろしゅうございます。何かご意見等ありませんか。

(なしの声)

-----○-----

7. 閉会

○議長（竹島 久利君） それでは、ないようでございますので、お諮りをいたします。

本日の議決事件などの字句の整理を議長に一任いただきたいと思います。異議ありませんか。

(はいの声)

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆さん方には慎重審議いただき、これをもちまして議長の席を下りさせていただきます。

○事務局長（東田 彰夫君） ありがとうございます。

それでは、閉会のほうを副会長をお願いいたします。

○副会長（釘崎 眞貴子君） はい、それではご起立ください。

これをもちまして第11回南関町農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時01分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人